

2020年11月17日 全10頁

改正個人情報保護法の詳細規定の検討状況

新たに公表が求められる事項、漏えい等の報告義務の対象となる要件

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

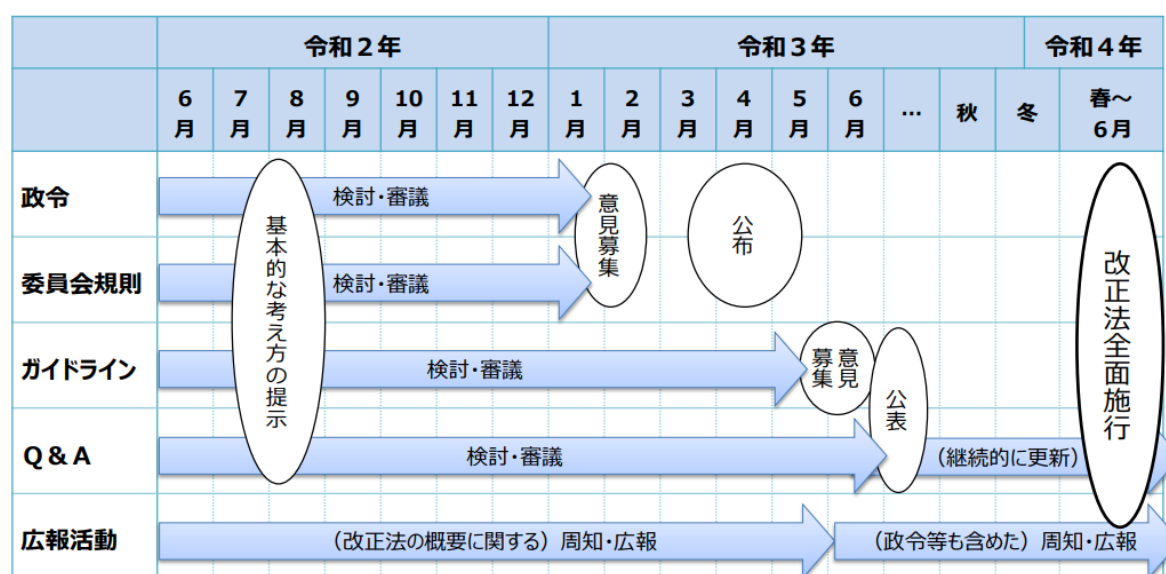
- 2020年6月12日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、改正法）が公布された。足元ではこの改正に関する政令・委員会規則・ガイドライン等の整備に向けた検討・審議が行われている。
- 現在の検討状況として、個人情報取扱事業者に個人情報の安全管理措置に関する情報の公表を求めるほか、プロファイリングなどを行っている場合はより詳細かつ具体的な利用目的の特定を求めることが提案されている。また、個人データの漏えい等があった場合は、その規模（例えば1,000人を基準とする）・性質・内容（例えばクレジットカード情報など）・態様を考慮して、個人情報保護委員会への報告（速報、確報の二段階）・本人通知を求めることが検討されている。
- さらに、個人データの越境移転を行っている場合は、移転先の外国における制度の有無、内容などを、移転先の第三者への照会や行政機関等の公表情報の参照で把握し、本人に情報提供することなどを求めることが提案されている。
- 個人データを扱う事業者等は、個人データの管理体制や漏えい時の報告・通知のフロー、越境移転に係るマニュアル・記録など、データガバナンスを改めて見直し・検証しつつ、政令等に関する検討の動向を見守り、2022年の改正法施行に向けた準備を進めることが求められるだろう。

1. 改正個人情報保護法の政令等に関する検討が行われている

2020年6月12日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、改正法）が公布された。改正法では個人データ利用停止権の強化、漏えい等報告の義務化、仮名加工情報制度の導入、罰則の強化など、大幅な改正が盛り込まれた¹。

これらの新たな規定については、罰則に関する規定（2020年12月12日施行）を除き、公布日から2年以内の政令で定める日に施行される（2022年の春～6月頃と想定されている）。

図表1 改正法の施行に向けたロードマップ



※このほか、個人情報の保護に関する基本方針、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針等についての改正も予定。
※上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

（出所）個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について」（2020年6月15日）

足元では改正法の詳細な規定を定める政令・委員会規則・ガイドライン等の整備に向けた検討・審議が行われており、「公表事項の充実」、「漏えい等報告・本人通知」、「越境移転」に関する論点について、個人情報保護委員会で検討が行われた。こうした検討を経て、2021年初めには政令・委員会規則の案が公表される予定となっている。

本稿では、委員会の資料などを参考に、政令・委員会規則・ガイドライン等がどのような方向性で検討されているのか整理する。特に、新たに公表が求められる項目（保有個人データに関する取扱体制・措置の内容、処理の方法）、個人データの漏えい等があった場合の委員会報告・本人通知に係る要件や方法、越境移転について、2章で検討内容を解説し、3章で事業者が気を付けるべきポイントを簡潔にまとめる。

¹ 詳しくは、拙著「個人情報保護法の改正案が閣議決定」（2020年3月23日、大和総研レポート）を参照。
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20200323_021408.html

2. 個人情報保護委員会での検討内容

図表2 個人情報保護委員会での改正法に係る政令等に関する検討状況・検討の方向性

	現行法	改正法	政令・委員会規則・ガイドライン等の検討の方向性
保有個人データに関する公表事項	①個人情報取扱事業者の氏名・名称 ②利用目的 ③利用目的の通知や開示等の請求の求めの 手続・手数料 ④その他 政令で定める事項 (苦情の申出先)	左記に加えて 個人情報取扱事業者の、住所・代表者の氏名	【政令で公表を求める事項】 左記(現行法)の苦情の申出先に加えて 個人情報取扱事業者が講じている安全管理措置に関する情報(注2) 【公表を求める利用目的の特定】 どのような個人データの取扱いが行われているかを本人が予測できる程度の利用目的の特定
漏えい等があった場合の委員会報告・本人通知	個人情報保護委員会への漏えい等報告 →「努力義務」 本人への通知 →「望ましいとされる対応」	個人情報保護委員会への漏えい等報告、本人への通知 →両方とも「義務」 ただし、個人の権利利益を害するおそれ大きい一定の場合に限る(詳細は 委員会規則で規定)	【個人の権利利益を害するおそれ大きい一定の場合】 規模(1,000人)、性質(要配慮個人情報)、内容(クレジットカード情報など)、態様(故意によるもの)を考慮 【委員会への報告の方法】 速報(速やかにその時点で把握している事項を報告) 確報(すべての事項を時間的制限(例えば30日、不正アクセスなどの場合は60日)以内に報告) 【本人への通知の方法】 必ずしも委員会報告と同じタイミングでなくともよく、本人の事態把握に必要な事項を通知
個人データの越境移転(外国の第三者への提供)	外国の第三者に個人データを提供する場合には、以下のいずれかが必要 ①本人の同意 ②当該第三者が事業者の講ずべき措置(相当措置)を継続的にとるための体制を整備していること ③当該外国への充分性認定	①本人の同意の場合 委員会規則で定めるところにより 、あらかじめ当該外国の個人情報保護の制度等の情報を本人に提供しなければならない ②相当措置の継続実施の場合 委員会規則で定めるところにより 、相当措置が継続的に実施されるよう必要な措置を講じ、本人の求めに応じてその措置に関する情報を本人に提供しなければならない	【提供すべき情報】 個人情報の保護に関する制度の有無、一定の指標(GDPRの充分性認定の取得国である等)の存在、移転先外国の名称など 【情報の取得方法】 移転先第三者への照会・行政機関等の公表情報の参照など 【必要な措置】 相当措置の実施状況や実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無の定期的確認、支障時対応 【本人の求めに応じて提供しなければならない情報】 ・第三者が講ずる相当措置の概要 ・移転先外国の名称 ・当該外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無・概要 ・移転元の事業者が定期的確認を行う頻度・方法 ・支障の有無・支障時対応の概要 など

(注1) 政令・委員会規則・ガイドライン等の検討の方向性は、いずれも2020年11月における検討状況であるため、最終的な政令・委員会規則・ガイドライン等での規定が上記と異なるものとなり得るということには十分注意が必要である。

(注2) ただし、セキュリティ対策の具体的な技術手法などは除く。

(出所) 各種個人情報保護委員会公表資料より大和総研作成

(1) 保有個人データについて新たに公表が求められる項目

(i) 安全管理措置に関する情報の開示

個人情報保護法²では、個人情報取扱事業者に対して保有個人データについて図表3に掲げた項目を公表することを求めている。

図表3 保有個人データについて公表が求められる事項

①	個人情報取扱事業者の氏名または名称
②	全ての保有個人データの利用目的
③	保有個人データの利用目的の通知、情報開示、訂正等、利用停止等・第三者提供停止に関する手続、手数料
④	保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(注1) ここでいう「公表」とは、「ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くこと」を指す。

(注2) 改正法によって、①に「個人情報取扱事業者の住所、(法人である場合は)代表者の氏名」が追加される。

(出所) 法令より大和総研作成

この公表事項について、検討においては政令で新たに個人情報取扱事業者が講じている安全管理措置に関する情報を新たな公表事項とすることが提案されている。

図表4 安全管理措置に関する現行法での扱い、公表に係る検討状況

現行法	検討状況
個人情報取扱事業者は、取り扱う個人データに関して安全管理措置を講じなければならない	講じた安全管理措置を公表させることを提案
安全管理措置の具体的な手法については、ガイドラインで例示されているが、必ずしも例示通りにするのではなく、事業の規模・性質、個人データの取扱状況、リスクに応じて必要・適切な内容とする	ただし、左記の通り、事業者に求められる措置は多様であるため、公表内容を一律に規定することは望ましくない
-	また、セキュリティ対策の具体的な技術手法など、公表することで保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものは公表事項から除外することを提案

(注) 安全管理措置については改正法では特に新たな改正は追加されていない。

(出所) 法令、第155回個人情報保護委員会 資料1「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(公表事項の充実)」(2020年10月14日)より大和総研作成

また、図表4の考え方を踏まえた公表事項、公表事項から除外する事項(非公表事項)の両方をガイドラインで例示する(図表5)ことが検討されている。

なお、これに併せて、事業者が外国において個人データを取り扱う場合、その外国の制度等を把握した上で安全管理措置を講ずべきという旨をガイドラインで明確化することとされた。その際、安全管理措置に関する情報の公表の一環として、事業者が把握した外国制度等の公表を求めていくことも考えられるとされた。

² 現行の個人情報保護法について、詳しくは拙著「今さら聞けない個人情報保護法のQ&A①～④」(大和総研レポート)を参照。

図表 5 公表が求められる安全管理措置に関する情報、公表事項から除外される情報の例

安全管理措置の例	支障を及ぼすおそれがあるものの例
内部規律の整備： データの扱いに係る規定策定・見直し実施の旨	個人データが記録された機器等の廃棄方法
組織体制の整備： 責任者の役職・任務等、漏えい時の対応体制等	盗難防止のための管理方法
定期点検・監査： 定期的な自己点検・外部主体監査の実施等	個人データ管理区域の入退室管理方法
従業者の教育： 定期的に研修を実施している旨等	アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法等
不正アクセス等の防止： 外部不正アクセス防止の仕組み導入の旨等	不正アクセス防止措置の内容等
外的環境の把握： 外国の個人情報保護制度等	-

(出所) 第 155 回個人情報保護委員会 資料 1「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について (公表事項の充実)」(2020 年 10 月 14 日) より大和総研作成

(ii) 詳細かつ具体的な利用目的の特定

現行法では、図表 3 の通り、利用目的を特定し、公表することが求められている。この利用目的につき、本人が合理的に予測等できないような個人データの処理（プロファイリングなど）が行われる場合に、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することをガイドラインで求めることが検討されている。例として、個人データをもとにプロファイリングが行われている場合には、図表 6 のような利用目的の特定を行うことが求められると考えられる。

こうした詳細な利用目的の特定・開示を行うことを求める代わりに、「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」において公表事項として挙げられていた「保有個人データの処理の方法」は公表事項に加えない方向で検討が進められている。

図表 6 個人データをもとにプロファイリングをする場合の利用目的の例

ケース	利用目的	
	悪い例	良い例
閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析することによって、本人の趣向等に応じた広告を配信する	広告配信のために利用する	取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣向に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用する
履歴書や面接で得た情報のみならず、(本人が分析されることを想定していない) 行動履歴等の情報を分析し、人事採用に活用する	取得した情報を採否の検討・決定のために利用する	履歴書や面接で得た情報に加え、行動履歴等の情報を分析して、当該分析結果を採否の検討・決定のために利用する
行動履歴等の情報を分析の上、結果をスコア化した上で、当該スコア(自体を提供することを本人に通知等することなく)を第三者へ提供する	取得した情報を第三者へ提供する	取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供する

(出所) 第 155 回個人情報保護委員会 資料 1「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について (公表事項の充実)」(2020 年 10 月 14 日) より大和総研作成

(2) 個人データの漏えい等があった際の委員会への報告・本人への通知

個人データの漏えい等があった場合について、現行法と違い、改正法では個人情報保護委員会への報告（委員会報告）、本人への通知が義務化されている。この義務化に係る詳細について、現状では図表7のような検討が行われている。

図表7 個人データの漏えい等があった場合の委員会報告・本人通知に関する検討状況

	現行法	改正法	検討状況	
委員会への報告	努力義務 (一定の場合や報告方法は委員会規則で規定)	個人の権利利益を害するおそれ大きい一定の場合には、報告義務あり (一定の場合や報告方法は委員会規則で規定)	【個人の権利利益を害するおそれが大きい一定の場合】 (以下の各項目を考慮することを提案) 規模:1,000人を基準とすることが考えられる 性質:要配慮個人情報漏えい等による影響が大きい 内容:財産的被害が発生するおそれがある場合(注1)は影響が大きい 態様:故意によるもの(注2)は二次被害が発生するおそれが大きい	
			【委員会への報告の方法】	
			速報	明確な時間的制限を設けることなく、「速やかに」と定めた上で、期限の目安をガイドラインで示すことを提案 報告時点で把握している事項を報告対象とすることを提案
			確報	報告期限として一定の時間的制限(例えば30日)を設けることを提案(注3) 基本的には報告が求められる事項の全てを報告する必要がある
本人への通知	望ましいとされる対応	個人の権利利益を害するおそれ大きい一定の場合には、通知義務あり (一定の場合や通知方法は委員会規則で規定)	【個人の権利利益を害するおそれが大きい一定の場合】 上記の委員会への報告の場合と同様	
			【本人への通知の方法】 速やかに行うことは確保しつつも、事案によっては委員会への報告と同じタイミングで行うことまで求める必要はないと提案 報告事項については、本人が事態を適切に理解するために必要な事項を規則で定めた上で、通知方法と併せてガイドライン等で例示すべきと提案	

(注1) クレジットカード番号やインターネットバンキングのID・パスワードの漏えい等。

(注2) 不正アクセスや従業員による持ち出し等。

(注3) ただし、不正アクセス事案等の不正の目的をもって行われた行為による漏えい等については、他の事案よりも時間的猶予を認め、例えば60日とすることが提案されている。

(出所) 法令、第156回個人情報保護委員会 資料1「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(漏えい等報告及び本人通知)」(2020年10月30日)より大和総研作成

なお、委員会報告の報告事項は「報告が求められる事項の全て」とされているが、現行法における委員会への報告フォームでは、図表8のような事項の記載欄が設けられているため、こちらも参照されたい。

図表8 漏えい等の委員会報告時に求められる事項(例)

項目	内容
事案の概要	発覚日、発生日、発覚に至る経緯を含む
発生事実	漏えい or 滅失 or 毀損
漏えい等した個人データ等の種類	媒体(紙、電子など)、種類(顧客情報、従業員情報など)、項目(氏名など)
漏えい等した個人データ等の数	発覚時点で把握している概数を記載 (クレジットカード情報を含むデータの数も記載)
発生原因	主体(事業者、委託者)、原因(不正アクセスなど)、詳細
二次被害の有無	おそれがある場合も含む、被害がない等の場合もその理由を記載する
公表(予定)	公表(予定)の有無、公表日、公表方法(HPIに記載など)
本人への対応等	対応の有無、方法、内容
再発防止策等	-

(出所) 個人情報保護委員会、漏えい等の報告フォームより大和総研作成

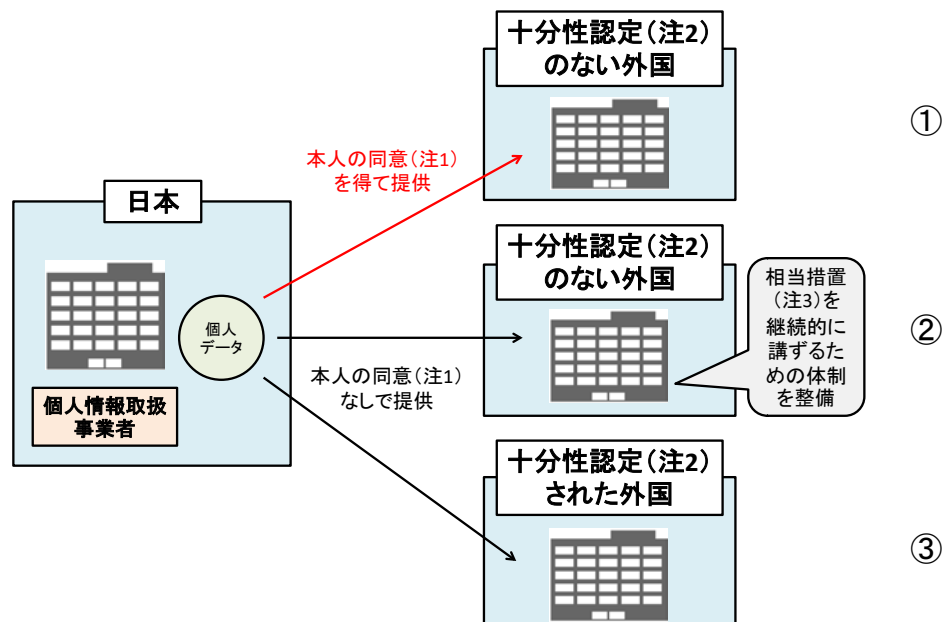
また、上記のほかにも、以下のような提案・検討等が行われている。

- ・漏えい等が確定していない段階でも、漏えい等のおそれがある事態について、委員会報告・本人通知の対象とする
- ・高度な暗号化等の秘匿化がされた個人データについては、委員会報告・本人通知の対象外となる場合を認める
- ・委託先での漏えい等があった場合、委託先から委託元へ、委員会への速報と同じ報告事項を速やかに報告する。また、移転先が実態把握を行い、委員会報告にも協力する必要がある旨をガイドライン等で明確化する
- ・漏えい等のおそれがあるかの判断が難しい場合等に関して事業者側から任意の報告ができるようにすべき

(3) 個人データの越境移転

現行法では、個人情報取扱事業者が外国の第三者に個人データを提供する際は、図表 9 の①～③のいずれかの条件を満たさなければならない。改正法では、図表 9 の①、②の場合には、図表 10 のような情報提供や措置を取らなければならないとされた。

図表 9 外国にある第三者に個人データを提供する場合



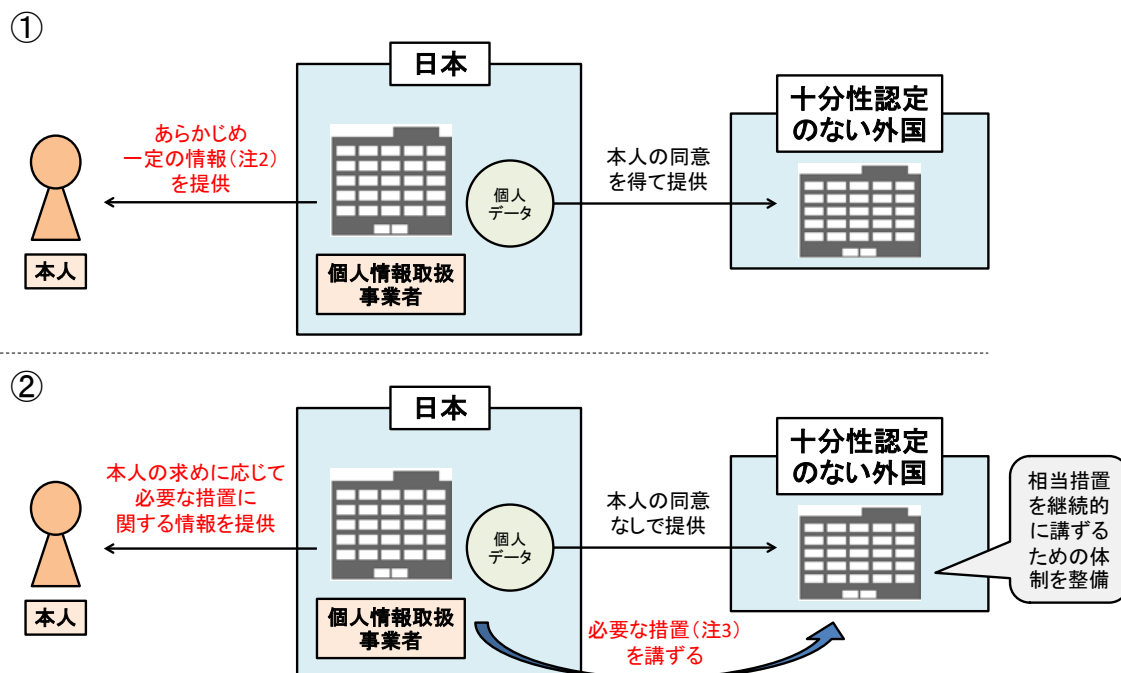
(注 1) ここでいう本人の同意とは、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を指す。

(注 2) 十分性認定とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」のことを指し、2020年11月現在ではEUがこれに該当する。

(注 3) 相当措置とは、個人情報保護法の規定で義務として定められている、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置のことを指す。

(出所) 法令より大和総研作成

図表 10 越境移転について改正法で新たに求められる措置



(注1) 赤字で示した部分が改正法で新たに求められる措置である。

(注2) 一定の情報とは、移転先外国における個人情報の保護に関する制度、移転先第三者が講ずる個人情報の保護のための措置、その他本人に参考となるべき情報のことを指す。

(注3) 必要な措置とは、移転先第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を指す。

(出所) 法令より大和総研作成

図表 11 本人の同意を得る際に提供すべき情報に関する検討の方向性

	方向性	例
提供先の外国における個人情報の保護に関する制度	わが国の個人情報保護法との間の本質的な差異を認識できる程度の内容・粒度で足りるという方向で、 委員会規則において「当該外国における個人情報の保護に関する制度」について情報提供を求める旨を定めた上で、 ガイドラインにおいて適切な内容・粒度を示すことを提案	・個人情報の保護に関する制度の有無 ・外国の個人情報の保護に関する制度についての一定の指標の存在(GDPRの十分性認定の取得国である等) ・OECDプライバシー・ガイドライン8原則に対応する事業者の義務・本人の権利の不存在 ・その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在
提供先である第三者が講ずる個人情報の保護のための措置	事業者が「適切かつ合理的な方法」により一般的な注意力をもって調査・確認を行って得た情報を提供すれば足りるという方向で検討することを提案	・移転先の第三者に照会すること ・わが国または外国の行政機関等が公表している情報を参照すること
提供先である第三者が講ずる個人情報の保護のための措置	わが国の個人情報取扱事業者から求められる個人データの取扱いとの間の本質的な差異を認識できるようにする方向で、 委員会規則において「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置」について情報提供を求める旨を定めた上で、 ガイドラインにおいて適切な内容・粒度を示すことを提案	移転先の第三者が利用目的の通知・公表を講じていない場合 →「提供先は、利用目的の通知・公表を行っていないものの、それ以外の点については、個人データの取扱いについてわが国の個人情報取扱事業者から求められる措置と同水準の措置を講じています」
その他本人に参考となるべき情報	委員会規則において 移転先の第三者が所在する外国の名称 の提供を求めることを提案	-

(注) なお、移転先の外国が特定できない場合や、同意取得時に第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が困難な場合は、その旨や理由について情報提供を求めるほか、それらの情報に代わる本人の参考となる情報(移転先の外国の範囲)の提供を求めることが提案されている。

(出所) 第157回個人情報保護委員会資料2「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(越境移転に係る情報提供の充実等)」(2020年11月4日)より大和総研作成

これらのうち、まず、図表 10 の①における本人同意取得時にあらかじめ本人に提供すべき情報については、図表 11 のように検討されている。民間事業者がどこまで外国の法律を把握できるか等の課題も踏まえたものであるが、重要なのは、わが国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が認識できるようにするという点である。そのためどのような情報が求められるのかは挙げられている例を参考にされたい。

また、図表 10 の②における移転元事業者が講ずべき「必要な措置」としては、図表 12 の事項を求めることが提案されている。これは、移転先の第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保することを目的としている。

図表 12 移転元の事業者が講ずべき「必要な措置」の検討の方向性

移転先に関する定期的な確認 (確認の頻度は、ガイドラインにおいて、例えば、 年1回程度といった目安を定めることを提案)	移転先の第三者による相当措置(注1)の実施状況を確認する
	移転先の外国における相当措置(注1)の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無を確認する
移転先の第三者による相当措置(注1)の 実施に支障が生じた場合の対応	支障の解消のために必要かつ適切な措置を講ずる(注2)
	相当措置(注1)の継続的な実施の確保が困難になった場合は当該第三者に対する個人データの提供を停止する

(注 1) 相当措置とは、図表 9 の(注 3)で示した通り、個人情報保護法の規定で義務として定められている、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置のことを指す。

(注 2) 例えば、移転先が委託契約に違反している場合にこれを是正するように要請すること等が該当し得る。

(出所) 第 157 回個人情報保護委員会 資料 2「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(越境移転に係る情報提供の充実等)」(2020 年 11 月 4 日)より大和総研作成

図表 10 の②における移転元事業者は、先述の通り図表 12 の措置を取ることに加え、本人の求めに応じて「必要な措置」に関する情報を提供しなければならないと改正法で規定された。

検討においては、図表 12 で記載した必要な措置に応じた情報をそれぞれ提供すべきであり、具体的には図表 13 のような情報の提供を求めることが提案された。

図表 13 本人の求めに応じて提供すべき「必要な措置に関する情報」の検討の方向性

移転先に関する定期的な確認に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合体制の整備の方法(移転先との間の契約等) ・基準適合体制に基づいて第三者が講ずる相当措置の概要 ・移転先の第三者が所在する外国の名称 ・当該外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無、概要 ・移転元の事業者が上記の確認を行う頻度及び方法
移転先の第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合の対応に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・移転先の第三者による相当措置の実施に関する支障の有無、その概要 ・当該支障に対して移転元の事業者が講じた措置の概要

(出所) 第 157 回個人情報保護委員会 資料 2「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(越境移転に係る情報提供の充実等)」(2020 年 11 月 4 日)より大和総研作成

3. 企業に求められる対応

2章では改正法の詳細に関する検討状況を見てきたが、仮に本稿で示した検討通りに政令・委員会規則、ガイドライン等が改正されるとすれば、事業者等が注意すべきポイントは多い。

まず、保有個人データに関する情報の公表については、公表が求められることに備えて事業者ごとに安全管理措置の管理体制などに関する情報の整理をしておくことが必要となるかもしれない。また、保有個人データの利用目的に関して、特に個人データを基にスコアリングや分析を行っている場合については、詳細かつ具体的な利用目的の特定・開示が求められ得ることには気を付け、実際にどの範囲で個人データを利用しているか等の再確認をすることも考えられるのではないだろうか。

個人データの漏えい等については、まず、対象範囲に関して、故意によるものや規模が大きいものは委員会報告・本人通知が求められ得るため、どの事業者においても、もしもの場合の報告・通知のフロー・体制を整えておく必要がある。また、特に、要配慮個人情報やクレジットカード情報などを取り扱う事業者においては、とりわけ厳格な体制の整備を検討すべきだろう。

加えて、漏えい等の委員会報告・本人通知の方法に関しても、コンプライアンス、リスク管理の観点からは、どの程度の期間にどのような項目の報告・通知が求められるかを事前に把握しておくことが重要であろう。委員会報告は速報・確報の二段階での報告が求められ、不正アクセスなどの場合を除いては1ヵ月以内にすべての報告事項を確報として報告することが求められ得る。そのため、漏えい等があった場合に早期の事態把握をすることができるように、データガバナンス体制の見直し・検証を行うべきかもしれない。

最後に、個人データの越境移転を行っている事業者等について、本人の同意に基づいている場合は、移転先の外国における制度の有無、内容などを、なるべく早いうちから移転先の第三者への照会や行政機関等の公表情報の参照で把握し、本人に情報提供できるようにしておくべきだろう。また、相当措置の実施体制整備に基づいて越境移転を行っている場合は、相当措置の実施状況などの定期的確認や支障時対応が求められることに備えるとともに、情報提供の要請にこたえられるようにマニュアル・記録を作成しておくことも考えられる。

今般の改正について本稿で記載している事項はいずれも検討段階のものであり、最終的にどのような場合に、どこまでの対応が求められるかはまだわからない。各事業者等が、今後も注意して動向を見守るとともに、2022年の改正に向けた準備を進めていくことが期待される。